

消費生活に関する重要情報チラシ

消費者被害急増中～子どものスマホゲーム高額課金には要注意～

未成年取消して 解約できない！

【事例】

未成年の子ども用にスマホを購入しクレジット登録もした。その際にゲーム用IDも設定したが、子供がゲームをする時には、勝手に課金やアプリがダウンロードできないように制限もかけていた。友達とゲームをしているときに「あと少し、あと少し」とゲーム時間の延長を求められ遊べる時間を長くした。2か月後、突然カード会社から残高不足の通知が届き90万円請求された。家族に確認したら子供が多額のゲーム課金をしていたことが分かった。返金を申し出たいがどうすればいいか。

【アドバイス】

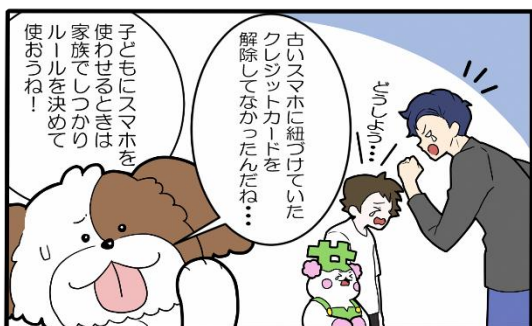
未成年者取消しという法律は、18歳以下の未成年者が親権者の同意なく結んだ契約は取消することができる(例外あり)というのですが、事例のようなスマホゲーム課金の場合、スマホを子ども用に購入した時点で親権者が同意している契約になっている場合があり、未成年者取消しが難しいケースが増えています。

【特徴と問題点】

- ①両親や祖父母など、保護者のスマートフォン端末を子どもに使わせている
- ②クレジットカードの管理が十分ではなかった
- ③決済完了メールを見落としていたため、課金に気づかなかった
- ④子ども自身にお金を使っているという認識がない

【保護者へのアドバイス】

- ①オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合しましょう
- ②保護者のアカウントで子どものアカウントを管理、保護できるように「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう



!!「注意報」!!

自動音声の電話がかかり、「電話が繋がなくなります。詳しくは1を押してください」と案内され、個人情報を取られてしまうトラブルが発生しています

【偽未納料金請求の内容】

1を押すとオペレーターと電話が繋がります。「ネット通信利用料金が未納です」と言われます。そんなことはないと言っていると調べからと言って個人情報を聞かれますので、何も言わず切電しましょう

消費生活に関するご相談は

草津市消費生活センターまで!

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188

(※最寄りの相談窓口につながります)